

事 務 連 絡
平成21年11月10日

各県立学校長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ対策に関する情報提供について

「流行注意報」発令を受け、11月4日付け通知で注意喚起を行ったところですが、下記の最新情報についても御承知いただき、予防対策及び感染拡大防止対策に万全を期してください。

記

1. 臨時休業措置を採る学校数の急激な拡大について

- 臨時休業措置（学級閉鎖・学年閉鎖・全校閉鎖）を採る学校数が、10月19日（月）から急増傾向にありましたが、今週から一段と急激に拡大しており、11月10日（火）始業時現在で何らかの臨時休業措置を採っている公立学校が70校に及んでいます。
- 新型インフルエンザの本格的流行が進行しており、十分な注意が必要です。

2. 幼児・児童生徒の重症化の未然防止について

- 厚生労働省の11月3日現在の集計によれば、国内の入院患者の83%、重症化事例の77%を15歳未満の人が占めており、基礎疾患がなくても15歳未満の人は重症化するリスクが高いことが判明してきました。
- 幼児・児童生徒がインフルエンザ様疾患で自宅療養する際には、周囲の人が重症化の兆候に早く気づくことが大事であり、例えば「自宅療養のしおり」を参考にされるなど、特に発症初期に容体の急変がないか十分注意することが必要です。
- 重症化の兆候が見られた場合には、迅速に医療機関を受診するよう、保護者等への注意喚起を図ってください。

3. 幼児・児童生徒に対するワクチン接種のスケジュールについて

- 15歳未満の人の重症化リスクが高いことを踏まえ、厚生労働省は、ワクチン接種のスケジュールについて、優先接種の順位の入替えは行わないものの、可能であれば小児等の接種時期の前倒しを検討するよう、都道府県あてに依頼しました。（別添通知を参照）
- これを受け、本県でも検討が行われましたが、前倒しのために必要になるワクチン量の供給の目途が立たないことから、既に公表した接種スケジュールを変更しないことが決定されました。情報が錯綜する中で混乱が生じないよう御留意ください。

事 務 連 絡
平成21年11月10日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ対策に関する情報提供について

「流行注意報」発令を受け、11月4日付け通知で注意喚起を行ったところですが、下記の最新情報についても御承知いただき、予防対策及び感染拡大防止対策に万全を期してください。

記

1. 臨時休業措置を採る学校数の急激な拡大について

- 臨時休業措置（学級閉鎖・学年閉鎖・全校閉鎖）を採る学校数が、10月19日（月）から急増傾向にありましたが、今週から一段と急激に拡大しており、11月10日（火）始業時現在で何らかの臨時休業措置を採っている公立学校が70校に及んでいます。
- 新型インフルエンザの本格的流行が進行しており、十分な注意が必要です。

2. 幼児・児童生徒の重症化の未然防止について

- 厚生労働省の11月3日現在の集計によれば、国内の入院患者の83%、重症化事例の77%を15歳未満の人が占めており、基礎疾患がなくても15歳未満の人は重症化するリスクが高いことが判明してきました。
- 幼児・児童生徒がインフルエンザ様疾患で自宅療養する際には、周囲の人が重症化の兆候に早く気づくことが大事であり、例えば「自宅療養のしおり」を参考にされるなど、特に発症初期に容体の急変がないか十分注意することが必要です。
- 重症化の兆候が見られた場合には、迅速に医療機関を受診するよう、保護者等への注意喚起を図ってください。

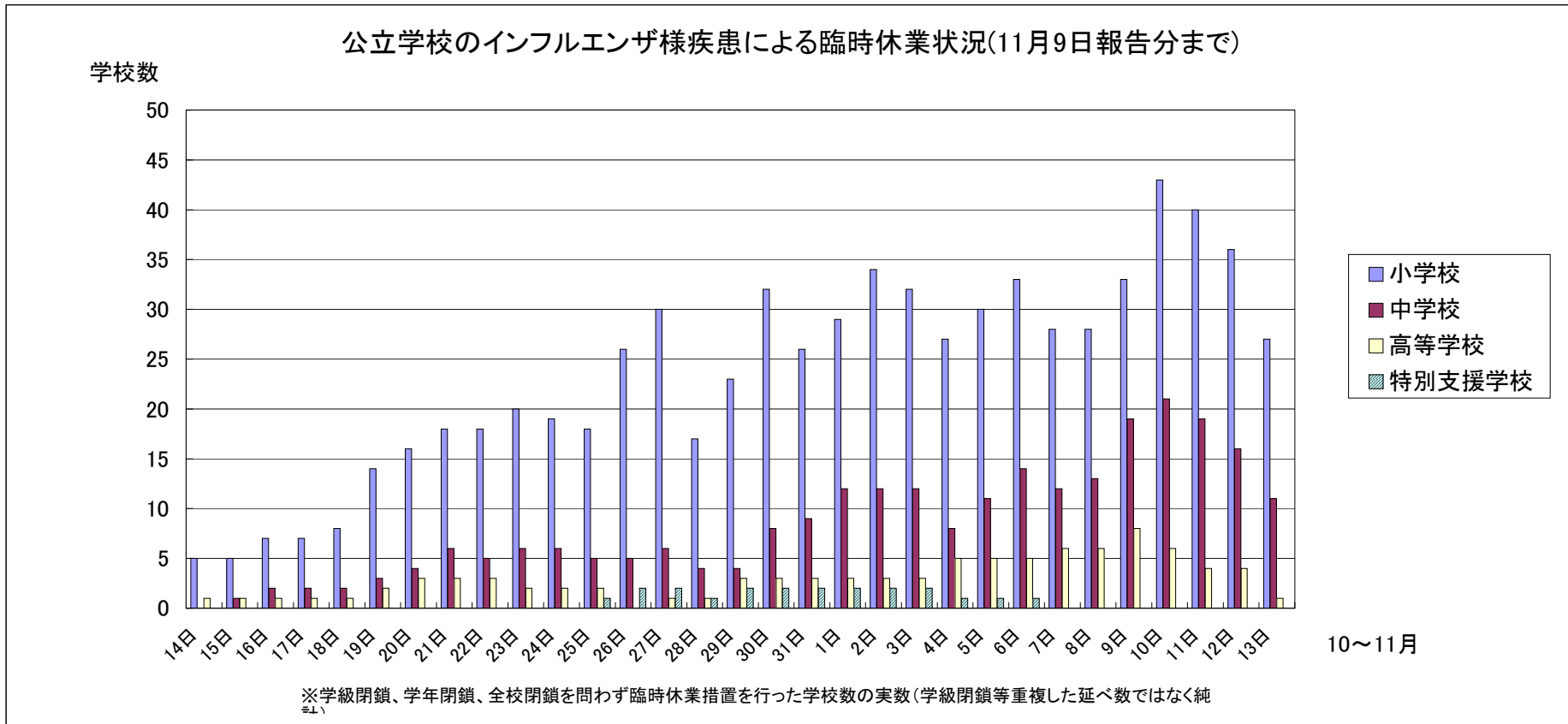
3. 幼児・児童生徒に対するワクチン接種のスケジュールについて

- 15歳未満の人の重症化リスクが高いことを踏まえ、厚生労働省は、ワクチン接種のスケジュールについて、優先接種の順位の入替えは行わないものの、可能であれば小児等の接種時期の前倒しを検討するよう、都道府県あてに依頼しました。（別添通知を参照）
- これを受け、本県でも検討が行われましたが、前倒しのために必要になるワクチン量の供給の目途が立たないことから、既に公表した接種スケジュールを変更しないことが決定されました。情報が錯綜する中で混乱が生じないよう御留意ください。

公立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業状況

公立学校の臨時休業の状況についてお知らせします。(11月9日報告分までのまとめです。)

	10月											11月																			
	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
小学校	5	5	7	7	8	14	16	18	18	20	19	18	26	30	17	23	32	26	29	34	32	27	30	33	28	28	33	43	40	36	27
中学校		1	2	2	2	3	4	6	5	6	6	5	5	6	4	4	8	9	12	12	12	8	11	14	12	13	19	21	19	16	11
高等学校	1	1	1	1	1	2	3	3	3	2	2	2		1	1	3	3	3	3	3	5	5	5	6	6	8	6	4	4	1	
特別支援学校												1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
合計	6	7	10	10	11	19	23	27	26	28	27	26	33	39	23	32	45	40	46	51	49	41	47	53	46	47	60	70	63	56	39



事務連絡
平成21年11月9日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（情報提供）

新型インフルエンザ対策本部（本部長：総理大臣）が定めた「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」については、平成21年10月1日付けの事務連絡（第15報）でお知らせしたところですが、11月6日付けで厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局あてに「新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンの小児への接種時期の前倒し等に関する検討について」（別紙）が発出されましたので、参考までに情報提供します。（ポイントは下記引用のとおり）

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校等に対して、周知をお願いします。

記

「現在の流行状況を踏まえ、…可能であれば、小児等の接種時期の前倒しについて下記3点を検討いただくようお願いします。

- ・ 基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校4年生から中学校3年生に相当する者における11月中旬からの接種について
- ・ 幼児（1歳から就学前）における11月中旬からの接種について
- ・ 小学校低学年（1～3年生）における11月中旬からの接種について

なお、今回の対応については、従来の実施要綱・要領の範囲内のものであり、接種順位の入れ替えを行うものではありません。」

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○学校保健・その他

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健指導係（内2918）

○国立大学附属学校

高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係（内3498）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係（内2532）

事務連絡
平成21年11月6日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチンの
小児への接種時期の前倒し等に関する検討について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力いただき、誠に有り難うございます。

現在、全国的に新型インフルエンザの本格的な流行が始まっています。特に、小児の間で感染が広がるとともに、基礎疾患を持つ5～14歳までの者や、基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見られるようになってきており（別紙参照）、この傾向は今後も続くものと考えています。

つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の内容について対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 現在の流行状況を踏まえた小児に対する接種開始時期の前倒しについて

10月27日の事務連絡において連絡したとおり、11月6日からワクチンの第3回の出荷を行うこととなっています。

各都道府県においては、10月27日の事務連絡に基づき、主に妊婦及び基礎疾患を有する方への接種等を前提として準備を進められていると思います。

しかしながら、現在の流行状況を踏まえ、第3回の出荷分について、各都道府県のワクチンの流通・在庫状況や医療機関の対応状況を把握した上で、可能であれば、小児等の接種時期の前倒しについて下記3点を検討いただくようお願いします（図1参照）。

- ・ 基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校4年生から中学校3年生に相当する者における11月中旬からの接種について
- ・ 幼児（1歳から就学前）における11月中旬からの接種について
- ・ 小学校低学年（1～3年生）における11月中旬からの接種について

なお、今回の対応については、従来の実施要綱・要領の範囲内のものであり、接種順位の入れ替えを行うものではありません。

2. 小児に対する医療機関以外の接種場所の確保について

上記のとおり、小児の間で感染が拡大し、地域によっては小児科に患者が集中している状況にあります。このような状況の中で、多数の小児がワクチン接種を行うために小児科を受診することによって、更に小児科の負担が増大することが懸念されます。

については、各都道府県及び市町村において、受託医療機関や郡市医師会等と調整いただき、接種場所として保健センターや保健所などの活用を、再度ご検討いただくよう、お願いします。

保健センター等を活用する例として、次のような方法が想定されるので参考として下さい。

(例1) 市町村が中心となり、当該市町村に所在する受託医療機関を募って特定の学校・学年の児童等を集めて保健センター等で接種する方法

(例2) 郡市区医師会が中心となり、受託医療機関の管理者が当該医師会の会員となっている医療機関を募って、保健センター等に当該地域の児童を集めて接種する方法

(例3) 小学校の校医が勤務している受託医療機関が、保健センターに特定の学年ごとの児童を集めて接種する方法

なお、保健センター等を活用する際には、実施要綱・要領に基づき、予診により被接種者の健康状態の把握に努めるとともに、被接種者に十分説明し同意を得るなど、安全性の確保に留意して下さい。

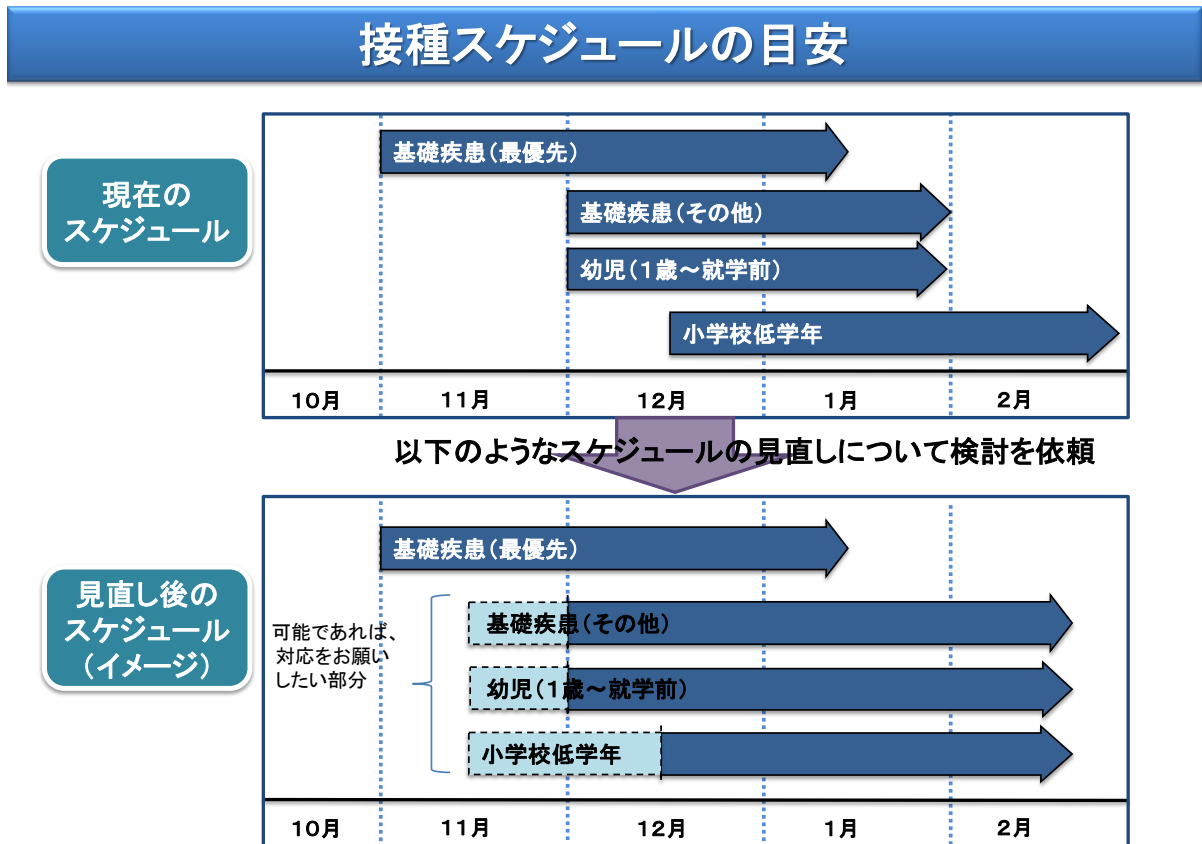
3. 新型インフルエンザ感染者に対する周知について

基本的に新型インフルエンザに既に感染した者については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。

また、現在、厚生労働省が行っているサーベイランスによると、現在、国民が罹患しているインフルエンザの大部分は新型インフルエンザウイルスによるものです。このため、本年の夏以降、A型のインフルエンザと診断された者については、新型インフルエンザに既に感染した可能性が高いと考えられます。なお、PCR検査により新型インフルエンザに罹患したことが確定した方については、ワクチン接種は必要ないと考えられます。

A型のインフルエンザに罹患したと考えられる方が、ワクチンの接種を希望される場合は、上記のことをご理解いただいた上で、医師と相談し、接種の有無について判断していただきたい旨、周知をお願いします。

図1 スケジュール一部前倒しのイメージ

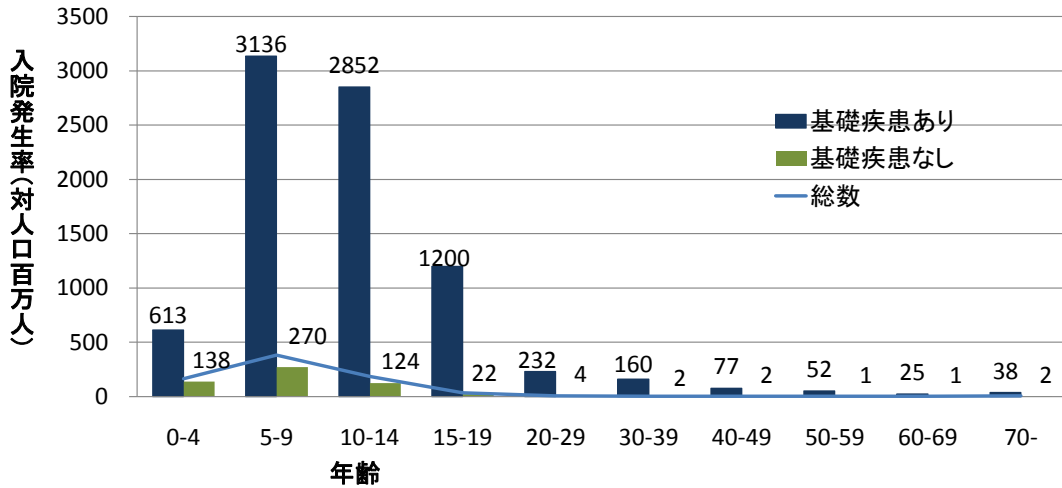


別紙

新型インフルエンザ (A/H1N1) の流行状況

年齢階級別・基礎疾患の有無別の入院発生率(推計)

年齢階級別入院患者数(人)／年齢階級別対象人口(推計)(人)



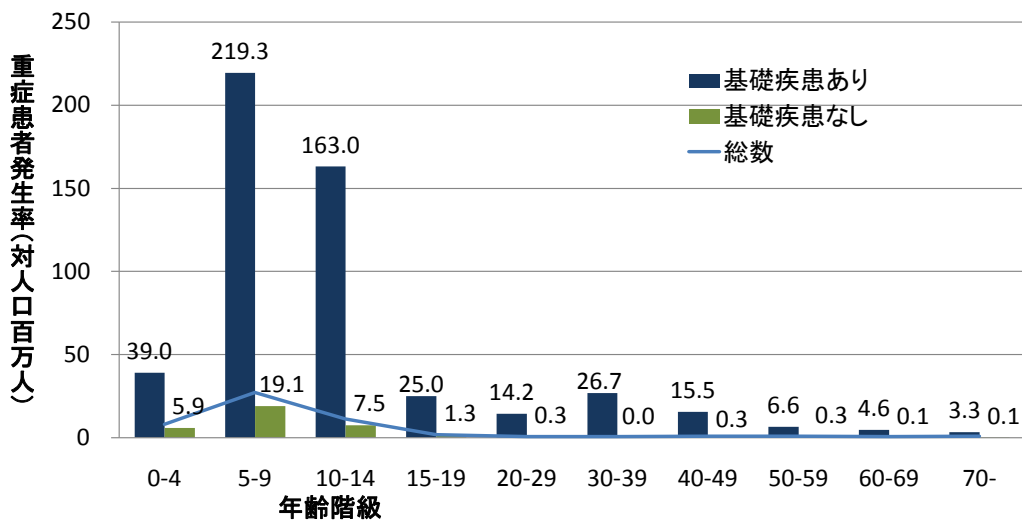
※年齢階級別入院患者数は、7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降11月3日までに入院した患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局
 「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

年齢階級別・基礎疾患の有無別の重症患者発生率(推計)

年齢階級別重症患者数／年齢階級別対象人口(推計)

重症患者の定義:脳症または人工呼吸器使用



※年齢階級別重症患者数は、7月28日時点で重症の患者または7月29日以降11月3日までに重症と確認された患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局

「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部
 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成